

若者育成支援推進事業の実施状況について

1. 目的

長期にわたり就学・就労等の社会参加ができず、ひきこもり等の状態にある若者やその家族に対して、電話や面談による相談を実施するとともに、家族間でお互いの体験や接し方などについて情報交換できる場を設定することで、社会参加を促すことを目的としている。

2. 支援対象者

中学卒業後から39歳までのひきこもり等の状態にある本人とその家族

3. 相談事業（平成28年度事業開始）

(1) 常設相談

民間事業者に委託し、臨床心理士などの専門家が助言、カウンセリング、関係機関への紹介を行う。

- ① 電話相談 様々な要因で外に出られない、初めての相談で対面相談は厳しいなどの悩みを持つ方が、電話により直接臨床心理士等の専門家に相談を行う。
- ② 来所相談 相談者が受託事業者の施設に出向き相談を行う。
- ③ 訪問相談 電話相談又は来所相談を実施した結果、自宅等での相談が効果的であると判断した場合に行う。

【相談実績】

	新規登録者数	相 談 件 数			
		電話相談	来所相談	訪問相談	相談計（件）
28～30年度	32	21	264	42	327
元年度	8	10	108	19	137
2年度	6	27	101	15	143
3年度 (4月～10月)	3	12	70	17	99
合計	49	70	543	93	706

(2) 相談終了者の状況

相談終了者数（全26人）において、終了時の状況は以下のとおりとなっている。

相談終了年度	回復 ※1	他機関支援	区外転出	年齢超過	その他 ※2	合計
28～30年度	4	2	2		4	12
元年度	2	2	1		5	10
2年度				3	1	4
合計	6	4	3	3	10	26

※1 回復・・・ひきこもり状態から学校や職場に通えるようになったり、アルバイト等を始めたり等、生活状況にプラスの変化があったことを指す。

※2 その他・・・本人の都合や、連絡が不能などにより終了。

4. 居場所事業（令和3年度事業開始）

ひきこもりの状態から就労や就学へ移行することは、当事者にとってハードルが高いことから、次なるステップを踏み出せる自宅以外の場所としての「居場所」の利用補助を行う。なお、令和3年10月末時点で利用件数は1件に留まっている。

5. 啓発事業（平成27年度事業開始）

ひきこもり等に関する理解を深める機会の提供やひきこもり当事者の家族の負担軽減のため講演会を開催するとともに、講演会参加者が常設相談へとつながるよう個別相談会を実施する。また、同じ境遇にある家族同士の情報交換や、当事者へのアプローチ方法等を共有し、様々な情報交換をする場として茶話会を実施する。

【事業実績】

	講演会		個別相談会		茶話会	
	開催回数	参加人数	開催回数	相談件数	開催回数	参加人数
30年度	2回	29人	3回	14件	3回	18人
元年度	2回	26人	2回	8件	1回	6人
2年度	2回	36人	3回	10件	2回	8人
3年度 (4月～11月)	2回 (うち1回は オンライン開催)	18人	2回	7件	—	—

コロナ禍においては、区が定めるガイドラインにより、オンラインでの実施や、消毒や検温、参加者同士のソーシャルディスタンスを保つ等、対策を十分に施した上で実施している。

6. 今後の取組みについて

ひきこもりについては、把握が難しく、長期化・高年齢化が問題となっていることから、今後は、ひきこもりにならないための啓発を継続して実施するとともに、インターネットやSNSを活用し、ひきこもった若者やその家族が早い段階から必要な情報を得られるよう、相談しやすい環境づくりに努める。

また、当事者や家族が抱える複合的な課題に対応すべく、区のみならず家族会や就労支援機関などの様々な支援先との連携を積極的に進め、支援体制の充実を図る。